

平成17年度3月補正予算額

平成17年度3月補正予算の主な内容

一般会計 Δ 4億6257万円

特別会計 Δ 6841万円

企業会計 8457万円

議員報酬等更正減

Δ 1、946万5千円

地方バス路線維持費

2、843万8千円

浄化槽設置整備事業

216万9千円

かんきつ寒風・雪害対策事業

40万円

農道新設改良事業

437万1千円

(出海岡ノ越線) (長浜・出海地区)



違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書

森林は、林産物の供給をはじめ、水資源の涵養、山地災害の防止等の機能を通じ古くから国民生活に深くかかわってきた。また今日、地球の温暖化、生物の多様性の確保など地球環境問題が大きく取り上げられ、改めて森林の果たす役割の重要性が認識されるとともに、「持続可能な森林経営」が強く求められている。

しかしながら、森林の維持管理の基盤である林業は、近年木材価格の長期低迷等により採算性が悪化し、間伐等の育林施策が放棄された森林が増加する状況にある。このような中、京都議定書が昨年2月に発効され、日本は3.9%の森林吸収源対策に取り組むこととなっているが、森林整備を進めるための財源問題が大きなネックとなり、目標達成が困難な状況である。

また、持続的な森林経営への取組を世界的規模で阻害するもの一つに、違法伐採による木材輸出が挙げられており、昨年7月のグレンイーグルズ・サミットにおいて「違法伐採に取り組むことが森林の持続可能な管理に向けた第一歩である」旨の合意が改めてなされたところである。

我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は、輸入材の2割を占めているといわれているが、この量は我が国の国産材の量に匹敵するほどであり、林業不振の最大の原因にもなっている。我が国の林業を蘇生し持続的な経営を確立するには国産材の利用を促進し、生業としての流れを確保していくことが最も重要である。

よって、国におかれは違法に伐採された外材の輸入を禁止し、国内林業の振興を図るとともに、国際的な公約とした森林整備を早急に進めていくなど違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月27日

大洲市議会

上記意見書を、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣に提出しました。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、市民生活や産業の振興、社会活動を支える極めて重要な役割を果たす社会資本であり、過疎化や少子高齢化が進展する中、活力ある地域づくり・まちづくりを実現するために優先的に整備されるべきものである。

特に、財政基盤の弱い本市は、道路特定財源の見直しにより、事業箇所縮小や整備進捗の遅れなど、その支障が顕著に表れ、住民生活の向上や地域の活性化等の取り組みに大きな影響を生じることが懸念される。また移動手段として車に頼らざるを得なく、交通機関の整っていない中山間地の道路は、私達の生活そのもので、車から切り離れた生活は考えられない。

こうした中、計画的道路整備に大きく貢献している道路特定財源を一般財源化する方針が出されたが、地方の道路事情を鑑み、地域間格差を一層拡大させることのないよう慎重に取り扱うべきものである。

よって、政府関係機関におかれましては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、受益者負担という制度趣旨を踏まえ、必要な道路特定財源を確保し、遅れている地方の道路整備を着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月27日

大洲市議会

上記意見書を、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策・金融担当大臣に提出しました。